

海老名市中小企業振興支援事業 【補助制度】のお知らせ

市では、市内で操業する中小企業の皆様が持続的に発展されることを目的とした「中小企業振興支援事業」を実施しています。

平成31年度は「生産性向上等の設備導入事業」の補助要件を緩和し(総事業費の下限を1,000万円から500万円に変更)、以下8つのメニューにより支援します。

がんばる中小企業の皆様を応援します！

ISO等認証取得事業

企業の経営基盤整備のため、ISO等(9000シリーズ・14001)、エコアクション21、エコステージ、KESの認証取得を支援します。

人材育成事業

人材育成を図るため、地方公共団体及び公益法人が主催する研修等への参加を支援します。

依頼試験等実施事業

新製品・新技術の開発に必要な依頼試験等の実施を支援します。

展示会等出展事業

製品、技術等を広くPRするため、展示会等への出展を支援します。

産業財産権取得事業

企業が持つ技術等の保護やブランド力向上を目的とした産業財産権の取得を支援します。

環境施設設置事業

企業が行う環境施設設置による環境への取り組みを支援します。

求人広告掲載事業

広告媒体に従業員の募集を目的とした記事を掲載する費用を支援します。

生産性向上等の設備導入事業

生産性向上・合理化等のための加工等の機械器具装置及び生産補助設備の導入にかかる費用を支援します。

申請に際しては、経済環境部商工課(046-235-4843)までご相談ください。

申込期限や事業詳細等について、ご説明させていただきます。

「海老名市中小企業振興支援事業」の概要について

支援メニュー		補助金額
ISO等認証取得事業		認証取得に要する費用の1/2(ISO・JISQ(9000 シリーズ・14001))は上限50万円、エコアクション21・エコステージ・KESは上限20万円)
人材育成事業		研修等の受講料の1/2(上限:5万円)
依頼試験等実施事業		依頼試験や機器使用に要する手数料・使用料の1/2(上限:10万円)
展示会等出展事業		展示会等出展に要する出展料、会場設営費等の費用の1/2(上限:15万円)
産業財産権取得事業		産業財産権の取得に要する費用(特許庁や弁理士等に支払う費用)の1/2(上限:10万円)
環境施設設置事業	(雨水活用施設)	1施設につき50万円(有効貯水量10立方メートル以上)
	(太陽光発電施設)	1施設につき40万円(発電能力10キロワット以上)
	(風力発電施設)	1キロワットにつき3万円(上限:50万円)
	(屋上緑化)	次のいずれか低い方の額(上限:100万円)
	(壁面緑化)	(1)屋上緑化した面積1㎡当たり2万円を乗じて得た額若しくは壁面緑化1㎡当たり5千円を乗じて得た額(又は合計額)
	(LED照明設備)	(2)緑化に要した費用の1/2の額
生産性向上等の設備導入事業		1施設につき20万円(総事業費50万円以上のものに限る)
求人広告掲載事業		50万円(総事業費1,000万円以上) 20万円(総事業費500万円以上1,000万円未満)
求人広告掲載事業		広告掲載料の1/2(上限:10万円) ※1回の契約による額とし、記事の掲載回数及び期間は問わない

◆補助金交付の申請は、年度内に1回のみ申請可能です。(ただし、人材育成事業は3回もしくは3人、依頼試験等実施事業はのべ3回まで申請可能です。)

◆環境施設の設置については、年度に係わらず、1施設につき1回のみ申請可能です。(次年度以降に他の環境施設を設置した場合は申請可能です。)

対象者

市内で操業している中小企業者(個人事業主も含む。)及び中小企業者で構成する団体で、以下の要件を全て満たすものが対象となります。

◆納期限の到来した市税を完納していること。

◆市内において1年以上継続して同一事業を行っていること。

